

保護者様

共愛学園小学校
校長 大川 義

学校感染症による出席停止について

お子さんは、下記の病気のため学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となりますので、医師の許可が出るまで、学校を休ませてください。
下記治癒証明書を医師に記入していただき、登校する日に持参してください。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ ※鳥インフルエンザH5N1及び新型 インフルエンザ等感染症を除く	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を 経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌 薬治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した 後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において、感染のおそれ ないと認めるまで

----- きりとりせん -----

治 癒 証 明 書

共愛学園小学校長 様

年 組 氏名

病名 月 日 ~ 月 日

感染症の予防上支障がないので、登校可能と認めます

医療機関名：医師氏名